

---

（保険料の徴収猶予）

第14条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- （1）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- （2）第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡した場合又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
- （3）第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- （4）第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍害、霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少した場合

2 保険料の納付義務者は、前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該徴収猶予を必要とする理由を証すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- （1）第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- （2）納期限及び保険料の額
- （3）徴収猶予を必要とする理由

3 保険料の納付義務者は、第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けた場合において、当該徴収猶予に係る理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料の減免）

第15条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該納付義務者から保険料を徴収することが適当でないと認めるときは、当該納付義務者の申請によって、保険料を減額し、又は免除することができる。

2 保険料の納付義務者は、前項の規定により保険料の減免を受けようとするときは、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- （1）第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- （2）納期限及び保険料の額
- （3）減免を受けようとする理由

3 保険料の納付義務者は、第1項の規定により保険料の減免を受けた場合において、当該減免に係る理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

---